

議案第15号

京丹後市火入れに関する条例の一部改正について

京丹後市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

林野火災に関する注意報等が発せられた場合の対応を明記するため、所要の改正を行うものである。

(別紙)

京丹後市火入れに関する条例の一部を改正する条例

京丹後市火入れに関する条例（平成16年京丹後市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（火入れの中止）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報（京丹後市火災予防条例（平成16年京丹後市条例第218号。以下「火災予防条例」という。）第29条の8に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）、林野火災警報（火災予防条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報をいう。以下同じ。）若しくは火災警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発せられた場合には、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市火入れに関する条例(平成16年京丹後市条例第173号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市火入れに関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第173号</p> <p>第1条～第13条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は <u>火災警報</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">が発令され</p> <p><u>た場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき又は強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は <u>火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>京丹後市火入れに関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第173号</p> <p>第1条～第13条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報(京丹後市火災予防条例(平成16年京丹後市条例第218号。以下「火災予防条例」という。)</u>第29条の8に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。)、<u>林野火災警報(火災予防条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>若しくは<u>火災警報(消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合には、<u>火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発せられた場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>様式 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の  
件 名

議案第 1 5 号  
京丹後市火入れに関する条例の一部改正について

政策等  
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**  
その他 ( )

<p>《政策等の概要》</p> <p>国において新たに林野火災注意報等が創設され、先般の京丹後市火災予防条例における林野火災注意報等の位置付けの明確化を踏まえ、同注意報等が発せられた場合における火入れの対応を明記するものである。</p> <p>《火入れの禁止》</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・異常乾燥注意報</li> <li>・火災警報</li> </ul> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; font-size: 2em;">➡</td> <td style="text-align: center;"> <p>改正後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・乾燥注意報</li> <li>・林野火災注意報</li> <li>・林野火災警報</li> <li>・火災警報</li> </ul> </td> </tr> </table>		<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・異常乾燥注意報</li> <li>・火災警報</li> </ul>	➡	<p>改正後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・乾燥注意報</li> <li>・林野火災注意報</li> <li>・林野火災警報</li> <li>・火災警報</li> </ul>	<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>										
<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・異常乾燥注意報</li> <li>・火災警報</li> </ul>	➡	<p>改正後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強風注意報</li> <li>・乾燥注意報</li> <li>・林野火災注意報</li> <li>・林野火災警報</li> <li>・火災警報</li> </ul>													
<p>《政策等の必要性》</p> <p>これまで、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発令下において火入れを禁止していたが、改正後は、これに加えて林野火災注意報及び林野火災警報が発せられた場合においても、条例に基づき火入れを禁止することとし、林野等における火災を未然に防ぐことを目的とする。</p>		<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">国庫支出金</th> <th style="width: 15%;">府支出金</th> <th style="width: 15%;">市債</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th style="width: 15%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源										
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年2月 岩手県大船渡市で大規模林野火災発生</li> <li>・ 令和8年1月1日 京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例施行</li> <li>・ 令和8年2月4日 例規審査委員会で改正条例案について審査</li> </ul>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p>													
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行する</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">まちづくり 27の施策</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">19</td> <td style="width: 70%;">持続可能な農林業の推進</td> </tr> </table> <p>○その他の計 C</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>		まちづくり 27の施策	19	持続可能な農林業の推進	計画名称		策定年度		計画期間				
まちづくり 27の施策	19	持続可能な農林業の推進													
計画名称															
策定年度															
計画期間															
<p>担当部局</p> <p>農林水産部</p>		<p>担当課</p> <p>農林整備課</p>													
<p>添付資料 (有の場合は、その名称)</p> <p>有 <b>無</b></p>															